

弘前大学附属図書館医学部分館利用要項

(趣 旨)

第1条 弘前大学附属図書館利用細則（以下「利用細則」という。）に定めのあるもののほか、利用細則第5条、第6条、第12条及び第18条の規定により、弘前大学附属図書館医学部分館（以下「分館」という。）の利用について定める。

(開館時間)

第2条 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 平 日 午前9時から午後5時まで
- (2) 土・日曜日 午前10時から午後5時まで

2 前項に定めるほか、第3条に定める休館日及び医学部医学科及び保健学科の授業日程による休業中を除き、次のとおり時間外開館を行う。

平 日 午後5時から午後9時45分まで

3 前2項の規定にかかわらず、附属図書館医学部分館長（以下「分館長」という。）が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することがある。

(休館日)

第3条 休館日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで
- (3) 国立大学法人弘前大学職員就業規則第68条第14号別表第4に定める一斉取得日
- (4) 医学部医学科におけるOSCE実施日

2 前項に定めるほか、分館長が必要と認めたときは、臨時に休館することがある。

(貸出冊数・期間)

第4条 一般貸出による貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教員・名誉教授 10冊以内 14日以内
- (2) 本学の職員 5冊以内 7日以内
- (3) 本学の学生（大学院生を含む） 5冊以内 7日以内
- (4) 一般利用者 5冊以内 7日以内

2 前項の規定にかかわらず、雑誌の貸出期間は、7日以内とする。ただし、前項第4号に該当する利用者に対しては、雑誌の貸出は行わない。

3 一般貸出の図書は、他に利用を希望する者がいない場合に限り、第1項の貸出期間と同一の 期間を限度として、貸出期間を1回更新することができる。

(一時貸出)

第5条 利用細則第4条第1号及び第2号の図書は、複写のため一時的に館外へ帯出することができる。帯出するときは、所定の手続を経なければならない。

(特別貸出)

第6条 第4条第1項第3号の規定にかかわらず、本学の学生（大学院生を含む）に対しては特別貸出を行うことができるものとする。なお、貸出冊数及び期間は次

のとおりとし、貸出期間の更新は行わない。

- (1) 休業期の長期貸出 5冊以内 各休業期間内
- (2) その他分館長が認める貸出

(その他)

第7条 利用細則及びこの要項に定めるもののほか、分館の利用に関し必要な事項は、分館長が定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

付 記

この要項は、平成19年6月18日から実施する。

付 記

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年8月18日から施行する。